

嶺南広域行政組合議会公印規則

平成 9 年 7 月 1 日
議会規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、嶺南広域行政組合議会の公印を定め、その取扱いの適正を期することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において公印とは職名をもって発する公文書に使用する印章をいう。

(公印の種類等)

第 3 条 公印の種類、書体、寸法、使用範囲、公印保管者（以下、「保管者」という。）及び形式は、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第 4 条 保管者は、公印を慎重に取扱い、盗難、紛失、不正使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。

(公印台帳)

第 5 条 公印を登録し、これを整理するため、事務局に公印台帳（別記様式）を備え付けておかなければならない。

(公印の使用)

第 6 条 公印を使用するときは、決裁を終わった原議書を保管者に提示し、その承認を受けなければならない。

(公印の調製等)

第 7 条 公印を調製し、改刻し又は廃止しようとするときは、事務局長は議長の決裁を受けなければならない。

2 保管者は、公印を調製又は改刻したときは、公印台帳に登録しなければならない。

3 保管者は、改刻又は廃止して不要となった公印は、5年間保存し、その後速やかに焼却処分するものとする。この場合においても当該公印に係る公印台帳は永久保存しておかなければならない。

(公印の事故報告)

第 8 条 保管者は、公印が盗難、紛失又は破損等により使用できなくなったときは、直ちに議長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

種 類	書 体	寸法 (方ミリ)	使用範囲	保 管 者	形 式
議 会 印	てん書体	方21	議会名をもつてする文書	事務局次長	嶺南広域行政組合議会之印
議 長 印	てん書体	方21	議長名をもつてする文書	事務局次長	嶺南広域行政組合議会議長之印
副 議 長 印	てん書体	方21	副議長名をもつてする文書	事務局次長	嶺南広域行政組合議会副議長之印
事務局長印	てん書体	方21	事務局長名をもつてする文書	事務局次長	嶺南広域行政組合議会事務局長之印

別記様式（第5条関係）

公 印 台 帳

種 類		印	
書 体		寸 法	方 ミリメートル
使 用 範 囲			
使用開始年月日		年	月 日
廃止年月日		年	月 日
廃止理由			
保 管 者			
印		備	
影		考	